

# 井田つくし第4子ども会会則

## 第一章 名称及び事務所

第 1条 本会は ”井田つくし第4子ども会” と称し事務所は、育成会会長宅に置く。

## 第二章 目的及び会員

第 2条 本会の目的は次の通りとする  
(1) 団体生活の向上  
(2) 健全娯楽の推進  
(3) 町会行事への参加  
(4) 子ども会行事に参加

第 3条 井田つくし第4子ども会に入会を希望する4歳から中学3年生の少年少女を以って構

## 第三章 役員及び会議

第 4条 本会に次の役員を置く  
(1) 会長 1名  
(2) 班長 若干名

第 5条 会長は本会を代表する  
班長は班を代表する

第 6条 会議は会長・班長会議とする。

第 7条 本会の会計は子ども会費と町会助成金とによる。  
本会会計年度は育成会会計年度と同一とする。

第 8条 この会則は、育成会役員会において3分の2以上の賛成がなければ変更できない

## 第四章 附則

第 9条 役員を選出は次の通りとする。  
(1) 会長は育成会会長の推薦による  
(2) 班長は小学校5・6年生より選出する

第 10条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

第 11条 本会則は昭和53年4月より施行する。

第2条4項追加 第3条変更 について平成11年4月1日より施行  
第7条の変更内容は平成26年2月1日より効力を発する